令和9年度から

宿泊補助等の申請が電子申請に変わります!!

弘済会高知支部の宿泊補助（福祉事業）は、申請された方に発行していた「宿泊補助券」を令和９年３月３１日宿泊分で終了します。
令和９年４月１日からは、スマホやパソコンからいつでも申請することができる **電子申請** に変わります。

（1）変更内容　事後申請・後払い方式

・宿泊補助は、宿泊施設の利用後に申請することになります。当面の間は「宿泊施設利用補助申請書（高知支部ＨＰ掲載）」の郵送による申請も受け付けます。
NEW ・全国すべての宿泊施設が補助対象です。但し、会員名の記載された宿泊証明書（又は 領収書）を発行する宿泊施設に限ります。
・宿泊施設への予約方法は限定せず、すべての予約方法（ネット・旅行代理店 等）について補助の対象とします。
・福祉対象会員のみを補助の対象とし、家族は対象外になります。
・予算の範囲内での補助ですので、年度途中で補助が終了する場合があります。

（2）申請手順　補助額：1回3,000円（年間5回）

①令和９年４月１日から、日教弘の新しいシステム内に会員個人専用の「日教弘マイページ」が立ち上がります。
②宿泊施設での清算は一旦全額を支払い、福祉対象の会員名が記載されている「宿泊証明書」又は「領収書」を取得します。
③宿泊施設利用後に、マイページの 福祉事業申請 → 宿泊施設利用補助 で申請します。※「会員名、宿泊施設名、宿泊日、泊数、振込先口座 等」を入力する。
④取得した「宿泊証明書」又は「領収書」をアップロード（転送）します。
※ 申請期限：チェックアウト月の翌々月末まで

＜アップロードの仕方＞
・「宿泊証明書」又は「領収書」をスマホ等で写真に撮る。
・写真データをマイページの所定の場所に転送する。



⑤高知支部で「宿泊証明書 等」を確認した後、申請時に指定された金融機関口座に補助金（3,000 円）を振り込みます。

（3）その他

・電子申請の詳細については、今後高知支部ＨＰに順次掲載しますので、必ず確認してください。
・その他の福祉事業（結婚、出産、入学等の祝金、人間ドック、大腸がん 等）の申請も、電子申請になります。当面の間は、福祉事業の「申請用紙」も高知支部ＨＰに様式を掲載（予定）します。

※本ページの記事は 10 月末時点の概要ですので、今後変更になることがあります。